

大阪市条例第50号

大阪市都市景観条例の一部を改正する条例

大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(届出を要しない行為) 第16条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、前条各号に掲げるもの及び別表（あ）欄に掲げる景観計画に定める区域の区分に応じ、同表（い）欄に掲げる建築物等（建築基準法第85条の規定の適用を受ける仮設建築物を除く。）について同表（う）欄に掲げるもの（他の法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な都市景観の形成のための措置が講じられるものとして市規則で定めるものを除く。）以外のものとする。	(届出を要しない行為) 第16条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、前条各号に掲げるもの及び別表（あ）欄に掲げる景観計画に定める区域の区分に応じ、同表（い）欄に掲げる建築物等（建築基準法第85条の規定の適用を受ける仮設建築物を除く。）について同表（う）欄に掲げるもの（他の法令の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な都市景観の形成のための措置が講じられるものとして市規則で定めるものを除く。）以外のものとする。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。